

平成27年度第3回岩手県総合教育会議

日 時 平成27年12月15日(火)

16:00~17:00

場 所 第一応接室

次 第

1 開 会

2 知事挨拶

3 協議事項

(1) いじめ問題への対応について

(2) 新たな県立高等学校再編計画案の基本的な考え方について

4 その他

5 閉 会

平成 27 年度第 3 回岩手県総合教育会議 出席者名簿

職		氏 名	備 考
【構成員】			
知事		達増 拓也	
教育委員長		八重樫 勝	
教育委員		小平 忠孝	
教育委員		村井 三郎	
教育委員		芳沢 莖子	
教育委員		藤井 克己	
教育長		高橋 嘉行	
【事務局等】			
総務部	法務学事課総括課長	佐藤 一男	
	法務学事課私学・情報公開課長	千葉 政典	
教育委員会 事務局	教育次長兼学校教育室長	川上 圭一	
	教育次長兼教育企画室長	田村 幸義	
	教育企画室特命参事兼企画課長	菊池 正勝	
	学校教育室学校企画課長	石田 知子	
	学校教育室生徒指導課長	大林 裕明	
	学校教育室高校教育課長	岩井 昭	
	学校教育室高校改革課長	木村 久	

いじめ問題への対応について

1 当該校および矢巾町・矢巾町教育委員会の状況

① 学校	・1学期末に、3年生の生徒有志から「いじめ撲滅等に向けた全校集会」の開催の要望が出る。→ 8月28日開催 ・上記集会を受け、生徒会として検討を重ね、12月2日に開催した生徒総会において、いじめ撲滅に向けた新たな合言葉「『ありがとう』で広がる笑顔と思いやり」を発表した。
② 矢巾町および矢巾町教育委員会	・6人の委員により、矢巾町いじめ問題対策委員会（第三者調査委員会）を設置し、9月7日に第1回委員会を開催 12月3日現在で7回の委員会を開催

2 県教育委員会の対応

基本的な考え方：本事業への対応については、亡くなった男子生徒の命の尊厳を起点にしつつ、同様の事案の再発防止に向けてできる限りの対応策を講ずる。

(1) 全県への対応について（7月14日に開催された総合教育会議の協議結果を受けての取組を含む）

項目	内容
① 知事・教育委員長連名のメッセージ発出 【資料1-2左】	・7月23日付け 生命や人権の尊重を内容とするもの（小低学年、小高学年、中学・高校用の3種類を作成）
② 「学校いじめ防止基本方針」の実態調査	・各学校で策定済のいじめ防止基本方針の実効性を高めることを目的とする調査 ・7月31日付け通知、8月中取りまとめ、9月15日公表
③ 教員研修の実施	・県内8会場にて臨時校長等研修会の実施（8月3日～8月7日） 「滝沢市教育委員会第三者調査委員会報告書」及び「矢巾町立中学校で発生した重大事案に係る学校調査の結果（概要）」の配付、説明
④ 平成26年度「いじめ認知件数」の再調査	・文部科学省による平成26年度問題行動等調査の「いじめ認知件数」に関する再調査（8月17日付け通知） 再調査結果：県内の認知件数の合計 1,774件（前年度比937件増）
⑤ 「いじめ防止対策に係る条例」の制定	・いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に定める地方公共団体が設置する組織（10月28日施行） ○ [県条例第71号] 岩手県いじめ問題対策連絡協議会条例（法第14条第1項） ○ [県条例第72号] 岩手県いじめ問題対策委員会条例（法第14条第3項、第28条第1項） ○ [県条例第63号] 岩手県いじめ再調査委員会条例（法第30条第2項、第31条第2項）
⑥ 「いわて教育の日」10周年記念行事における宣言 【資料1-2右】	・11月26日「いわて教育の日」のつどいにおいて、「子どもたちの命を守り、いじめを許さない社会をつくる宣言」の決議
⑦ 啓発用ポスターの作成、配付 【資料1-3】	・生命の尊重、いじめ防止を内容とするもの（小低学年、小高学年、中学・高校用の3種類を作成） ・県内の公立、国立、私立の小・中・高・特別支援学校の全クラスへの配付 → 12月11日に配付済
⑧ 岩手県いじめ問題対策連絡協議会の開催	・12月2日に開催 ・県内のいじめの状況と課題、矢巾町の重大事案に関する対応等についての情報共有及び各委員から意見や関係機関の取組の紹介等

(2) 今後の対応について

項目	内容
① 岩手県いじめ問題対策委員会	・12月15日 教育委員会議定例会にて承認 ・平成28年1月中旬に委員会を開催予定
② 「学校いじめ防止基本方針」の実態調査	・今年度末に、平成27年度の取組状況について実態調査を実施予定
③ 教員研修の充実	・今後行われる校長研修、授業力向上研修、基本研修、選択研修等における「いじめ防止」に係る内容の充実
④ 学校訪問指導	・各学校で発生しているいじめ問題等に関わる相談、対応のために、指導主事等が学校訪問を行う

(知事・委員長メッセージ 中学校・高等学校用)

中学生、高校生の皆さんへ

私たちは、東日本大震災津波の経験から、改めて命の尊さや他の人たちのつなごうの大切さを学びました。私たちひとりひとは、たくさんの人たちに支えられています。そして、あなた自身も誰かを支えています。私たちは、助け合い、協力し合って生きています。

あなたは、まわりの人たちにとって、なくてはならない存在です。あなたは、みんなの宝物です。そして、岩手の宝物です。あなたの未来は、岩手の未来であり、岩手の希望です。

命を大切にしてください。あなたの命は、かけがえのないものです。そして、友だちの命もかけがえのないものです。

その大切な命を、いじめや暴力で傷つけることは、人間として絶対に許されません。私たちが命を授かったのは、自分の命や相手の命を傷つけるためではありません。

もし、あなたが、友だちの嫌がることをしていたら、すぐにやめてください。自分の胸に手を当てて、深く感じてください。友だちが苦しんでいるのに、あなたが幸せな気持ちになれるでしょうか。

誰かが友だちの命や心を傷つけることをしていたら、その人に「してはいけない」ときっぱり言いましょう。たとえ言えなくても、そのことをまわりの大人に相談することは、大切な命を守るための勇気ある行動です。

今いじめを受けていたり、悩みごとや心配なことがあったりするときには、ひとりですぐに苦しまないで、誰かに相談してください。あなたはひとりではありません。あなたのことを思ってくれている人が必ずいます。

あなたには、安全で安心な環境の中で、自分の目標に向かって、生き生きと生活する権利があります。私たち大人も、そのような環境をつくるために力を尽くします。あなたも一日一日を大切に、自分ができることを考え、行動しましょう。

平成27年7月23日

岩手県知事 達増 拓也
岩手県教育委員会委員長 八重樫 勝

(平成27年度「いわて教育の日」のつどいにおける宣言)

「子どもたちの命を守り、いじめを許さない社会をつくる宣言」

子どもたちの命は、かけがえのないものです。子どもたちの命が、いじめによって傷つけられることは、重大な人権侵害であり、決して許されません。子どもたちには、いじめのない安全で安心な学校や、家庭、地域社会のなかで、学び、遊び、友だちと過ごす大切な時間が保障されなければなりません。

しかし、いじめは、すべての学校、すべての子どもたちに起こる可能性があります。岩手の宝である子どもたちが、いじめにより、人を傷つけたり、人に傷つけられたりすることで、夢や希望を失い、自ら命を傷つけるようなことは、決してあってはなりません。

この岩手のすべての人々が、いじめを自分たちの問題としてとらえることが必要です。岩手の子どもたちの心の中に、自他の命を尊重する優しさを育てるため、今こそ、子どもたちと大人たちが力を合わせるときです。

子どもたちの命を守り、いじめを許さない社会をつくるために、「いわて教育の日」制定の10周年にあたり、私たちは宣言します。

- 自他の命の大切さを伝え続け、かけがえのない命を守ります。
- 一人一人の良さを互いに認め、他者を思いやる心を育みます。
- 辛く苦しんでいる人に声をかけ、思いを深く受け止めます。
- 嫌がることをしてはいけないうまくいけば、思いを強く持ちます。
- いじめられた子どもたちの心とからだを、みんなの力で守りぬきます。
- いじめをした子どもには、二度と同じ過ちを繰り返させません。
- 子どもは正しい行動をする勇気を持ち、大人は模範となる行動をします。

平成27年11月26日

新たな県立高等学校再編計画案の基本的な考え方について

岩手県教育委員会

高校教育の現状と課題

教育を取り巻く環境の変化

- インターネット社会の進展、グローバル化、高度情報化

東日本大震災津波による被災

- 甚大な人的、物的被害の発生
- 震災に起因するストレスを抱えている生徒
- 震災直後の避難所等での身体的な活動

生徒の状況

- 基礎学力の定着が不十分
- 特別な支援を必要としている生徒の増加
- 忍耐力、協調性の育成

定時制課程等の役割の変化

- 働きながら学ぶ生徒の減少
- 不登校経験者の増加

少子化による生徒減少

- 中学校卒業予定者数の減少
 [平成12年3月] 17,874人
 [平成27年3月] 12,088人
 約2,280人減
 約57学級の減 (1学級40人換算)

○ 学校の小規模校化

- 1校当たりの平均学級数
 [平成27年度] 4.05学級
 [平成37年度] 約2.90学級

➤ 各校で開設できる科目の減

- 部活動等の小規模化等の影響等

◎ 生徒の希望する進路実現が十分に達成できない恐れ

現状 課題への対応

魅力ある高校づくりに向けて

◎ 岩手の高校教育の目的

「知・徳・体」を備え調和のとれた人間形成

= 自立した社会人としての資質を有する人材(生徒)の育成

○ 今後の高校教育の方向性

- ・ 全ての生徒へ生活面、学習面における基礎・基本の定着
- ・ 様々な分野におけるリーダー、担い手を育成する力を育成する取組の推進
- ・ けた取組を推進
- ・ 復興教育を一層推進し、地域産業、今後のいわての復興・発展を支え、ふるさとを守る人材を育成
- ・ 義務教育でのキャリア教育を基本に、生徒の進路意識を高め、自立した社会人としての資質を有する人材を育成
- ・ 生徒減少が見込まれる中で、適切な教育環境の整備の推進

生徒の希望する進路の実現、自己実現ができる高校として一層の充実を図る。

生徒自らの進路希望に
成じた学習のできる学校

学校行事、部活動等に
活発に取り組める
学校

生徒、教師との幅広い
出会いや集団活動を通
じ、切磋琢磨できる学校

これまでの再編計画策定に向けた取組と主な意見

- [平成26年度]
～再編計画検討再開～
H26.5～12月
今後の高等学校教育の
在り方検討委員会での検討
(ブロック別懇談会開催)
- H27.1～2月
「今後の高等学校教育の
基本的方向」改訂案公表
パブリックコメント実施
(地域説明会開催)
- [平成27年度]
H27.4月
「今後の高等学校教育の
基本的方向」改訂
H27.5～11月
今後の県立高校に関する
地域検討会議
県内9ブロック各3回 開催
今後の県立高校に関する
意見交換会
県内9ブロック各2回 開催
出前説明会 5ヶ所 開催

地域検討会議等での主な意見

- ① 地方創生への取組に、地域の高校は非常に重要であり、小規模校であつても存続が必要
- ② 地域と連携した魅力ある学校づくりの推進
- ③ 再編を行う場合でも、生徒の選択肢をブロック内で確保(維持)
- ④ 統合等を行う場合の通学支援策の実施
- ⑤ 県北沿岸、中山間地域等での少人数学級級の導入

魅力ある学校
づくりのため

新たな県立高等
学校再編計画策定

①を特に重視
して対応

新たな県立高等学校再編計画 4つの視点

1 生徒や保護者の期待に応える魅力ある学校づくりの推進

地域との連携をより一層推進することで、地域への理解を深め、前計画で導入した新しいタイプの学校も含め学校の魅力を高めるとともに、人口減少社会における今後のいわでの復興、発展を支え、ふるさとを守る人材の育成を進めます。

また、各市町村の地方創生の取組を踏まえつつ、地域との連携を推進します。

2 生徒数の減少に対応するための望ましい学校規模の確保と適切な配置

生徒数が減少する中においても、高等学校としての教育の質を維持、向上させていくことが可能となるよう、地域の実情や県全体のバランス等に考慮しながら、望ましい学校規模(原則1学年4～6学級程度)の確保と適切な配置に努めます。

3 広大な県土等の地理的条件を考慮した教育の機会の保障

望ましい学校規模を実現する一方、教育の機会の保障の観点も重要であり、広大な県土という地理的条件、公共交通機関の状況等によって、近隣高校への通学が極端に困難な地域に存在する高校については、1学級であっても一定の規模まで存続させることとします。

4 復興教育の充実

東日本大震災津波で甚大な被害を受けた本県において取り組んでいる「復興教育」プログラムに基づき、防災教育も含めた復興教育のさらなる充実を図ります。

県立高等学校配置の考え方

生徒数の減少等を見通しながら、高校教育の質の維持、向上に向け、県全体のバランスを考慮し、望ましい学校規模の確保と適切な配置に努めます。なお配置にあたっては、教育の機会の保障の観点にも充分配慮します。

◇ 学校規模の基準

望ましい学校規模は、「原則1学年4～6学級程度」とします。
また、生徒の多様な学習ニーズに応え、集団生活による社会性の育成を図る観点から、学校の最低規模は1学年2学級とします。

◇ 人口減少が著しく、周辺の高校への通学が極端に困難である学校

近隣の高校までの距離が遠く、仮に統合した場合、公共交通機関での通学が極端に困難となることが見込まれる地域の高校については、地域の学びの機会を保障するため、学校の最低規模の特例として1学級でも存続させます。

◇ 極端に生徒が減少した場合の統合の基準

特例となる1学級校であっても、極端に生徒数が減少した場合には、教育の質の維持が著しく困難となるため、入学者数が一定規模を下回った場合には、翌年度から募集停止とし、統合を進めます。

◇ 統合に伴う校舎制の導入

一方、高校間の移動が容易で、かつ、大幅な定員割れが生じている場合には、既存施設の有効活用も念頭に、校舎制も視野に入れて、統合を進めます。また、多様な学科の高校を統合することにより、各学科の特長を生かして、学校運営の充実を図ります。

▶ 校舎制とは？

学校運営において統一した基本方針の下に、複数の校舎を使用し、1つの学校として機能させるものです。(従来の本校、分校とは異なります。)

校歌、校章、制服等も1つの学校として共通のものとする。

授業は各校舎で行い、教員が必要に応じて校舎を移動して行う「校舎毎の授業」と、生徒が移動して授業を合同で実施することで、多様な交流機会や社会体験の機会を広げる「複数の校舎の合同学習」を効果的に組み合わせることにより、「岩手独自の校舎制」を目指します。

こうした授業の充実の他、部活動の活発化、既存施設の有効活用等のメリットがあります。

◇ 学科改編、学級減の目安

入学者で一定規模の欠員が生じた場合には、翌年度学科改編又は学級減を行います。ただし、ブロックにおける中学校卒業予定者数に回復の見込みがある場合には慎重に検討します。

なお、岩手県立高等学校の管理運営規則第3条第2項の規定に基づき、40人を超える欠員が生じた場合には、翌年度の学級減も検討します。

◇ 多様な学びへの対応

働きながら学ぶ生徒の減少、特別な支援を必要としている生徒の増加等の状況に対応するため、定時制課程への屋間部の設置等を進めるとともに、単位制高校の導入を検討します。

統合を行う場合の対応

○ 統合を行うことで、公共交通機関による統合先の高校等への通学の費用が大幅に増加する場合や、公共交通機関による統合先高校への通学が困難な場合等には、地域の状況も踏まえた通学支援策を実施します。

○ 校舎制を導入する場合、生徒の校舎間の移動のためバスを運行する等、学校運営の円滑な実施に向けた環境整備を行います。

○ 再編を進めるにあたって

- ・ これまでの成果等を生かした再編
- ・ 東日本大震災からの復興や地方創生の取組等、地域の実情への一定の配慮
- ・ ブロック毎の募集定員の確保